（様式第7号）

　　　　　　　令和　年　月　日

（あて先）

奈良市長 仲川元庸

設計共同体協定書

（目的）

第１条　当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

1. 奈良市発注に係る登録有形文化財帯解駅本屋保存整備工事設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の委託に関すること。
2. 前号に付帯する業務に関すること。

（名称）

第２条　当設計共同体は、　　　　　　　　　　　　　　　　設計共同体（以下、「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

　所在地　　　　　　　　　　　　　　名称又は商号

　所在地　　　　　　　　　　　　　　名称又は商号

　所在地　　　　　　　　　　　　　　名称又は商号

（代表者の名称）

第６条　共同体は、　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　〇〇に関する業務　　（名称又は商号）

　　　〇〇に関する業務　　（名称又は商号）

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによる。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　共同体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　とし、共同体の名称を冠した

代表者名義の別口預金口座によって取引を行うものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分配）

第13条　本業務履行中発生した共通の経費等については、分担受託額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項について及びこの協定書に関し疑義の生じた事項については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

　（名称又は商号）　　　　　　　　、（名称又は商号）　　　　　　　　及び（名称又は商号）　　　　　　　　とは、上記のとおり　　　　　　　　設計共同体を結成したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自その１通を保有し、他の１通は奈良市長に提出するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

代表事業者　（所在地）

（名称又は商号）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）

（署名または記名押印）

　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

構　成　員　（名称又は商号）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　印

（署名または記名押印）

　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

構　成　員　（名称又は商号）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者氏名）　　　　　　　　　　　印

（署名または記名押印）

　　　　　　　令和　年　月　日

（あて先）

奈良市長 仲川元庸

委任状

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成員１  (代表事業者) | 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 | （署名または記名押印） |
| 構成員２ | 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 | （署名または記名押印） |
| 構成員３ | 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 | （署名または記名押印） |

１ 構成員が３者を超える場合は、行を追加しても差し支えない。

２ 単体事業者のみの参加の場合は、本様式の提出は要しません。

私たちは、下記の事業者を参加者の代表事業者とし、「登録有形文化財帯解駅本屋保存整備工事設計業務委託に係る公募型プロポーザル」への参加等に関し、次のとおり権限を委任します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　任　者  (代表事業者) | 商号又は名称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 | （署名または記名押印） |
| 委任事項 | １．公募型プロポーザルへの参加について  ２．技術提案書の提出について | |